

招福苑ディサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人知夫村社会福祉協議会が開設する、招福苑ディサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護又は、要支援状態になった者のうち、居宅において介護を受けようとする者(以下「利用者」という。)が、事業所に通所しながら必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を受けることにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業の提供に努めるものとする。
2. 事業の実施に当っては、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努める。
 3. 前項の規定に基づき提供した指定地域密着型通所介護については、常にその質の評価を行いその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 招福苑ディサービスセンター
- (2) 所在地 隠岐郡知夫村664番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
 - ① 職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される通所介護の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
 - ② 他の業務との兼務をしても差し支えない。
- (2) 生活相談員1名以上(常勤、運転手と兼務)
 - ① 利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービス調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

- ② 通所介護計画の作成等を行うとともに、自らもサービスの提供に当たる。
- (3) 看護職員 1 名(常勤、機能訓練指導員と兼務)
利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。
- (4) 介護職員 1 名以上
利用者の入浴、排泄、食事の介護等を行い、自立した日常生活を営むための支援及び介護サービスの提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1 名(看護職員と兼務)
利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- (6) 運転手 1 名(常勤、生活相談員と兼務)
利用者の送迎を行う。

(営業日、営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後3時00分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10人とする。

(サービスの内容、利用料金等)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴及び食事の提供
 - (2) 生活等に関する相談及び助言
 - (3) 健康チェック、その他必要な日常生活上の世話。
 - (4) 機能訓練、送迎
2. サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
3. 第2項に掲げる額のほか次の費用を利用者から徴収することができる。
- (1) 食材提供に要する費用(1食あたり450円とする)
 - (2) おむつ代は実費を徴収する。
4. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し文書で説明した上で、支

払いに同意する旨の文書に署名(記名、捺印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 事業所は、サービスの提供中に、サービスに起因する事故、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、当該利用者の家族への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2. 報告を受けた管理者は、知夫村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
3. 事業所は、サービスを提供するにあたり、あらかじめ利用者の心身の状況を把握するとともに、緊急時連絡網を整備しておく。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービス利用にあたって、利用者又はその家族は、通所当日利用本人の心身の状況を事業所の従業者に申告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は利用者の人権の擁護、人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者を選定する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防火訓練計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとし、訓練を次のとおり実施する。

- (1) 避難訓練 年2回
- (2) 消火訓練 年2回

事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、知夫村内とする。

(その他、運営についての重要事項)

第13条 事業所は、利用者に対し適切な地域密着型通所介護が提供できるよう、職員の勤務体制を整えるとともに、職員の資質向上を図るための研修を実施する。

2. 事業所は全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
3. 事業所は、設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
4. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、通所介護サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第14条 サービスの質の確保を図ることを目的として、6ヵ月に1回以上の頻度で運営推進会議を行う。運営推進会議の設置及び運営については、別に定める。

第15条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者やその家族の秘密を保持させるため、離職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に盛り込む。
3. サービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合は、利用者やその家族の同意をあらかじめ文書により得る。

第16条 提供したサービスに係る利用者からの苦情については、苦情処理措置概要を別に定める。

第17条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、知夫村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年2月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年6月1日から施行する。
この規定は、令和4年9月20日から施行する。
この規定は、令和4年10月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。
この規定は、令和5年6月16日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。